

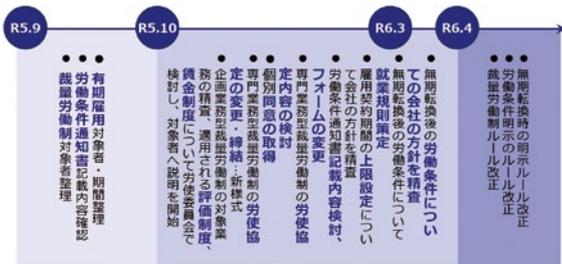
TOP NEWS

お客様限定セミナーを再開しました！

社労士法人では当社のお客様に向けた人事労務情報を扱うセミナーを本年から再開しています。本年最初のセミナーは9/5に「2024年労働法関係改正ポイント」をテーマに実施いたしました。

2024年労働法関係改正内容

- ・無期転換ルールの明確化
- ・労働契約関係の明確化
- ・裁量労働制の見直し



大反響をいただき、30名を超えるお客様にご来場いただきました。今後も旬なテーマを扱い、人事労務部門の担当者に役立つセミナーを実施してまいります。ぜひご参加ください！

TOPICS

残念な相続〈令和新版〉2023年9月9日発売

相続ってお金持ちの家だけの話？ 大した財産もないから、関係ない？ うちの仲がいいから揉めるわけがない？

相続に最も大切なのは、節税対策でも保険でもなく、正しい知識です。

その答えがこの本に詰め込まれています。



「どう節税するか」より「残される者が困らないように」、「長生きする自分が困らないように」準備することが重要です。この5年で相続ルールが大きく変わったので、知識をアップデートすることで「時代にフィットした相続」が可能になります。

令和新版アップデート

1	配偶者居住権	自宅を子供名義にしても母親の居住権利を確保
2	分割前の預貯金払い戻し	遺産分割協議前でも銀行で一定額の払い戻しOK
3	自筆証書遺言の財産目録	財産目録がパソコンで作成OK
4	自筆証書遺言の保管制度	手ごろな料分で法務局へ保管OK
5	寄与分	相続人でないお嫁さんにも寄与分発生
6	遺留分侵害額請求	遺留分減殺請求からの変更。金銭債権化により兄弟独自の財産の差し押さえも
7	相続登記の義務化	所有者不明土地をこれ以上増やさない
8	配偶者への資産移転	贈与・遺贈された自宅は相続財産から除外
9	教育・結婚資金の一括贈与	見直しあり。所得要件
10	相続時精算課税の見直し	2024年～
11	生前贈与加算の見直し	2024年～

社長が認知症になったら？

日本は世界一の長寿国ではありますが、健康年齢と寿命は別問題です。厚生労働省の資料によると認知症の有病率は年齢とともに加速します。2022年現在、社長の平均年齢は60歳ですが、まだまだしっかりしている社長さんは多いのですが、高齢の社長さんの中には「この状態で経営できているのかなあ」と税理士として心配になる方もいらっしゃいます。

とくにコロナ禍、働き方改革、DX、為替変動、原料高、採用難など、いままでになくリーダーシップを發揮しなければならぬ時代に「昭和の成功体験をもとにかじ取りをしている」姿に後継者や幹部の方は将来を案じる可能性もあります。

●社長が認知症になると

通常は家族などが裁判所に「法定後見人」の

申し立てをし、裁判所の判断により弁護士などの専門家が選任されます。その後は後見人が代理行為を行うことになります。しかし、社長が大株主というケースが多いので後見人は株主という立場からも、重要議案の議決権の行使を行わなければならないようになります。

●後見人の申し立てができるのか？

「認知症＝後見人」とイメージしがちですが、世の中には認知症で後見人の付いていない人はたくさんいます。通常は家族が申し立てをするのですが、「お父さんが被後見人となると、社長を降ろされて給与がもらえなくなる」などの理由で申し立てされない場合なども考えられます。

●まずは自分で判断を

いつも出来ていたことが出来なくなると誰よりも先に自分で認知症に気が付き、傷つくといわ

れています。しかし経営者は孤独であるため誰にも相談できずに進行してしまう危険性があるため、まずは「経営者に一番近い他人」である税理士や弁護士に相談し対応策を考える必要があるでしょう。

●対策案

認知症になる前にすることはたくさんあります。年齢、会社に合った対策を始めましょう。

具体的には下記4点が考えられます。

- ①後見人を選任する（任意後見）
- ②持ち株会社などで株式の移転を早める
- ③後継者と共同代表となる
- ④株主間協定を定める



税理士法人
代表・税理士
内藤 克

住所、氏名変更登記の義務化

令和3年4月21日に「民法等の一部を改正する法律」が成立し、令和6年4月1日から相続登記が義務化になることはすでにお伝えしております。その法律で住所・氏名の変更登記も義務化されていて、その施行日が令和8年4月1日とすることが令和5年7月28日付で閣議決定され、8月2日付で公布されました。

●住所・氏名変更登記の義務化

相続登記と同様に、住所・氏名変更登記をせずに放置していると、登記簿を見ても所有者の現在の住所・氏名がわからず、復旧・復興事業等や取引を進めたくても所有者と連絡がとれないといった問題が生じていました。これを防ぐために今回の法律が改正され、住所・氏名変更登記が義務化されることになりました。

①住所・氏名変更登記は、その変更があった日から2年以内に申請しなければならない

②正当な理由がないのに申請を怠った場合には、5万円以下の過料に処する

これは、法律施行日以降に住所・氏名に変更が生じたときは2年以内に登記しなければならない。ということだけでなく、法律施行日以前に住所・氏名が変更されている場合も対象となり、その場合は法律施行日から2年以内に登記をしなければならないということになります。

●住所・氏名変更登記の職権登記制度

①登記名義人が法人の場合
登記名義人の意思確認を行うことなく、住所氏名変更の職権登記がされることとなります。これは、商業・法人登記システムにおいて対象法人の本店や商号が登記手続きにより変更されたことの情報

が提供されるので、そのまま不動産登記も職権で登記されます。

②登記名義人が個人の場合

事前に登記名義人から生年月日等の住基ネットの検索情報を提供されていることを前提に、登記官によって住所氏名の変更が確認された場合は、登記名義人の了承を得たうえで、職権登記されます。これはプライバシー保護の観点から勝手に住所が公示されることのないように考慮した結果です。

最後に、申請義務違反の過料についての「正当な理由」の具体例の内容については、今後の通達等を待ちたいと思います。



司法書士事務所
司法書士
西田 誠

追いつかない世界との賃金格差

先日、オーストラリアに留学に行った知人の娘さんが、帰国予定日を延長してビザの期限までオーストラリアに留まりたいと言っているとのことでした。理由を尋ねると、出来るだけお金を貯めて帰国したいとのこと。学校が休みの日にしているアルバイトの時給が、3,000円を超えるというのです。オーストラリアの最低賃金は世界一高いと言われ、今年は23.23オーストラリア・ドル(約2,230円)です。さらにオーストラリアでは曜日による割増賃金が設定されており、土曜日は1.2倍、日曜日は1.5倍、祝日は2倍の時給になるそうです。留まりたいと思うのは当然です。

●2023年度最低賃金

日本の今年の最低賃金は全国平均1,004円、初めて1,000円台を突破しました。前年度からの

上げ幅は43円で制度開始以来、最高額です。東京都の最低賃金も大幅に上がり1,113円とここ数年の上昇率は予想を超えています。直近10年における最低賃金の全国平均は2014年の780円から224円も上昇したことになります。一方でその前10年間での上昇額はわずか99円でした。

近年の急激な最低賃金の上昇により、企業の経済状況も厳しくなり、今年の最低賃金額を「許容できない」と約2割弱の企業がアンケートで回答しています。また、今年に入って「人件費高騰」による倒産が約30件(前年同期0件)と、業績アップを伴わない最低賃金上昇に伴う人件費上昇は経営に深刻な打撃を与え始めています。今年の大幅な最低賃金上昇は、経営状況に大きなダメージを与えることが予想され、さらに人件費高騰による倒産が増え続ける可能性があります。

●世界との差

しかしながら、欧米は日本の最低賃金を大きく上回り、1,500円~2,000円程度です。政府は2030年代半ばまでには最低賃金を全国平均1,500円に引き上げることを目指すと表明しましたが、既に世界では達成している国も多く、世界との差を縮めるのはかなり厳しい状況です。

労働力人口が減る一方の日本にとって、海外からの労働力は重要ですがこの賃金額の低さが障壁となり、優秀な人材が欧米諸国へ流れていくだけでなく、日本の若者も高賃金の海外へ流出していくことが予想されます。世界に向けても、日本に向けても、日本の労働環境の魅力をどのように示していけばいいのか、真剣に考える必要があります。



社会保険労務士法人
代表・社労士
戸澤 摂子

[編集発行]



〒100-0006 東京都千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館11階

税理士法人 TEL:03-6551-2535/FAX:03-6551-2534

社労士法人 TEL:03-6551-2540/FAX:03-6551-2541

司法書士事務所 TEL:03-6551-2533/FAX:03-6551-2534

<http://s-arc.com/>